

町田市特別会計条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 1 2 月 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特別会計条例の一部を改正する条例

町田市特別会計条例（昭和 3 9 年 3 月町田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の町田市受託水道事業会計に係る出納については、平成 2 4 年 5 月 3 1 日まで存続するものとする。

町田市特別会計条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1)・(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略	(設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1)・(2) 略 <u>(3) 町田市受託水道事業会計 受託水道事業</u> (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略